

令和3年度武蔵野市歴史公文書等管理委員会（第1回）会議要録

- 日 時 令和4年3月22日（火）午前10時00分～午前11時45分
- 場 所 武蔵野ふるさと歴史館会議室
- 出席者 太田委員、小川委員、中野委員、室井委員（名簿順、敬称略）
事務局 4名（竹内教育長、武蔵野ふるさと歴史館 栗原館長、宮崎主任、
高野公文書専門員）
- 欠席者 安念委員

1 委嘱状交付

教育長から各委員に委嘱状を交付

2 教育長あいさつ

3 委員長選任等

出席委員全員の互選により、安念委員を委員長に、室井委員を職務代理者に選任

4 議事

第1 審議事項

利用請求に対する処分等についての審査請求

[報告]

（事務局）前回の委員会以降、本日まで審査請求はなかった。

第2 報告事項

[報告]

（事務局）「令和3年度歴史公文書等管理委員会会議資料（以下、「会議資料」という。）」のとおり説明

[質疑等]

◎保存期間満了文書の選別について

（中野委員）公文書専門員の業務量が多く大変だろうと思う。保存期間満了文書の選別業務にあたって、庁内の各部署の反応はどうか。

（事務局）業務に携わるようになって5～6年が経過した。顔を覚えてもらえたことで、選別期間の2～3月以外にも声掛けや、協力を得られるようになった。歴史公文書制度の理解が進んだ印象。

（中野委員）庁内で職員向けの研修会もされており、非常にいいなと思う。

◎歴史公文書等の受入れ・整理・公開について

(小川委員) 武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条第4項に基づく、主管課から付された利用制限についての意見はどのように保存しているか。

(事務局) 条例では形式についての定めはないため、電子データのリストと原本につけた付箋の2点で管理している。

(小川委員) 主管課が付した意見と歴史館とで意見の相違があった場合も、同様に管理しているのか。

(事務局) 管理方法は同様。条例第5条第2項の「当該意見を参酌しなければならない」を踏まえて公開の判断をすることになる。

◎保存期間満了文書の選別について

(太田委員) 会議資料別紙1の20、15、7、4、2年保存がほぼ空欄なのはなぜか。

(事務局) 武蔵野市文書管理規則(以下、「規則」という。)で定められた6類型以外の年限であるため。規則第43条第1項の「法令に保存期間の定めのある文書等の保存年限は当該法令に定める期間」に基づく例外的な保存年限で、例えばマイナンバー関連文書は7年保存となっている。

(太田委員) 保存期間の延長について。一般的には、延長可能な文書は裁判等で実際に使われているものに限定されていることが多い。単に業務上まだ使っているという理由で、延長してもよいものか。

(事務局) 保存年限の変更は一つ上位(例:5年保存文書であれば10年保存文書へ)のものにすることができる。保存年限の延長は、30年保存の文書に対し10年を単位として延長していくこととなる。規則第46条第2項に、監査、検査等や訴訟、審査請求で必要な文書は保存年限を延長しなければならないという規定はある。

(太田委員) 簡単に延長可能ということか。

(事務局) 回数制限はない。ただし、主管課と協議をしたうえで保存年限を変更する事例が増えている。

(太田委員) 重要なものであるのならば、延長よりも歴史館に移管して確実に歴史公文書として残すという理解が進むといいなと思う。もう1点、会議資料別表1について。移管文書が1件もない課がある。課の業務の継続性が見えなくなる危険性はないか。事案としては定例的なものかもしれないが、継続性という観点から、監査資料を残して市の業務の全体像が見えるようにしている自治体もある。

(事務局) 監査資料は、毎年発行される『定期監査〔工事〕報告書』として、歴史

公文書とは別の保存方法をとっている。また、移管の判断は原物の文書
をみて行っており、重要な文書は確実に残っていくよう努めている。

(中野委員) 延長を繰り返している文書には、古い図面などもあると思うが、管理は
大丈夫なのか。

(事務局) 延長を繰り返している文書は、古い図面がほとんど。市役所本庁舎の地
下書庫にはカビが生えた文書もあり、保存状態が気になっている。また、
文書量が膨大であるため、歴史館で受け入れるにはスペースが全く足り
ない。

(中野委員) 保存方法について主管課と話をしてみてもいいかもしれない。あるいは
写真をとって複製だけ先におくという手もある。

(事務局) デジタル化を進めている課もある。なにか工夫が必要ということは認識
している。

(太田委員) 市制施行以前の歴史公文書の修復が令和4年度で全て終わるとい
うのはいい方向だと思うが、数が少ないように思う。

(事務局) 市制施行以前の歴史公文書は90冊程度ある。移管されていないもの
を含めるとその倍程度の冊数になるが、保管場所が課題となる。歴史資料
として重要な公文書は全て保存できるということになれば、増えること
になるが、現状は難しい。

(小川委員) 他市や東京都とコラボしているが、資料はどのようにして集めてい
るのか。目録を互いに見るのか。

(事務局) テーマが先行するケースが多く、そのテーマに使える資料がないかと相談
を受けるケースが多い。また、図録で掲載した資料を希望されることが多
い。目録をみて一般からの利用請求があった事例は過去に1件あったが、
地方公共団体は無い。また、令和4年4月1日からはインターネットから
目録検索が可能になる。

◎歴史公文書等に関する情報共有について（「死者の個人情報」の取扱い、歴史公文
書等管理委員会会議資料・議事録等の公開及び司法関係文書の閲覧利用について）

(室井委員) 審議会等一部を除いて、委員の議論は公開するのが一般的。また、専門
家として発言に責任を持つという意味で、名前も出してよいと思う。

裁判所や情報公開審査会等、世間の動きとしては個人情報を保護すべき
として公開しない方向に動いている。しかし、憲法上は裁判のことは公
開することになっており個人的には公開すべきだと思う。法律的に整理
する必要があると思っている。インターネットの発達もあるため今は公
開していないが、過去の最高裁では尊属殺の裁判も個人名まで公開され
ている。司法関係文書は本来公開すべきだが、世の中の的には公開しない

流れであることを意見として述べておく。

(小川委員) 難しい問題だが、迷ったときにどうするかルールが作れるなら事前に準備しておくといふ。廃棄してしまうと二度と戻らないため、取扱注意等の扱いができないものか。

(中野委員) 死者の個人情報について。法律とは別に、地域社会での問題がある。この地域も現代化して隣に誰が住んでいるか分からなくなっているが、子孫が住みづらくなるという問題については、基礎自治体として配慮する必要があるのではないか。議事録公開は基本的に問題ない。

(室井委員) 法改正により、死者に関する情報は保護の対象に今後含まれなくなる。法律上は保護する必要がなくなるということ。そうすると会議資料 5-(1)-イの渋沢の展示も保護不要という印象。ただし、最終的には条例でどうするかという問題。現在は自治体ごとにバラバラだが、国は統一条例にしようとしている。国の方針が出てくればその辺は明確になってくるだろうと思う。

(太田委員) 考えないといけないのは、情報公開条例や条例（歴史公文書条例）の中でどうするかということ。個人情報には識別情報とプライバシー情報がある。かつてはプライバシー情報のみ保護の対象だったが、情報公開法に則り個人識別情報も非公開の流れになった。他の自治体では情報公開条例の条文にはないが、運用で個人情報に「死者を含める」として、死者の個人情報も非公開の取り扱いにしているところもあるが、研究者側からは使いにくい。単なる識別情報は、改正法や時の経過といった法の考え方に基づきオープンにしていってもいいのでは。死者に関する情報は保護の対象に今後含まれなくなるという法改正は、アーカイブの世界からするとありがたい話だと考えている。

議事録の公開はやっていただきたい。発言者名も付けていただけると、それぞれの専門分野も分かり発言の見方も違ってくると思う。説明資料自体もホームページで見られるようになると理解が進む。

歴史館や文書館に移管すると全て公開されてしまうという誤解がある中で、司法関係文書の移管はありがたい話と思う。制度の理解が進んでいるということだと思ふ。廃棄してしまうと終わり。保存さえすれば100～200年スパンで保存も公開も考えられる。公開は、裁判所・検察庁にあるものだと司法文書としての制度や法規に則る。市の場合は行政文書という位置づけになるだろうから、歴史公文書としての判断で決定するよう、他の制度との整合性を図りながら制度設計をする必要があるのでは。

(事務局) 会議資料・議事録は市の公式ホームページで公開することとする。議

事録には委員名を記載する。

(室井委員) 司法関係文書の公開について。判決の公開はいいと思っているが、資料まで出すのはいかがか。最近は判決も出さないという流れになっている。

第3 その他

[発言]

(中野委員) 市域の小中学校にも学校資料があると思う。郷土の歴史を知るための重要な資料であるため、取り扱いについて今後考えていく必要があるということを述べておく。公文書としてだけでなく、歴史資料としてできるところからアプローチする手もあると思う。

(事務局) 課題として認識しており、検討したい。